

名古屋駅前に配置された街路灯フラッグバナー広告は、名古屋駅前通、桜通の2ブロックに掲出され、街との一体感とスケール感が演出できる広告媒体です。



[掲出ブロック]通り名	数量	期間	広告費 (税別)	バナー制作費 取付・撤去費(税別)	道路占用料 屋外広告物申請料 ※非課税
[Aブロック]名駅通り	37基68枚	1ヶ月	680,000円	次ページ参照	6,350円
[Bブロック]桜通り	12基23枚	1ヶ月	230,000円	次ページ参照	2,355円
[全ブロック]	49基91枚	1ヶ月	819,000円	次ページ参照	8,305円
施工仕様・サイズ	サイズ：H1,200×W550mm				
掲出期間	原則 毎月1日スタート～月末まで				
掲出注意事項	※台風等の強風で掲出が危険と「名古屋駅地区街づくり協議会」が判断した場合は、バナーを一時撤去させていただきます。その際、一時撤去にかかる作業費については当協議会が負担しますが、それに伴う掲出期間の補償はいたしませんのでご了承ください。また復旧については天候等が回復し次第、すみやかに実施します。 ※荒天・強風等で一時的にバナーが巻き付いたり、損傷して一部掲出ができなくなる場合もあります。その場合はすみやかに復旧を実施しますが、復旧までの掲出についての補償はいたしませんのでご了承ください。				
申込・選定方法	年度ごとの事前エントリー制 ①翌年度の4月～3月分の申込みを前年度の12月28日までの申込みによるエントリー制。指定申込書でエントリー後、承認し得るデザインであることを前提に、実施ボリューム（期間、箇所数等）を優先して予定広告主を審査し決定。ただし、判断が分かれる場合は抽選にて実施を決定。 ②年度内は申し込み順に予定広告主を決定。指定申込書を記入の上、メールにて申込み頂いた順番に審査し決定。 ※お申し込みの前に広告主の審査が必要です。必ず事前に確認をお願いします。 ※掲出内容については「名駅地区の公共空間における屋外広告物のデザインガイドライン」をもとに名古屋駅地区街づくり協議会にて事前に審査を行います。また並行して名古屋市の「専門家によるアドバイザー審査」を受けていただきます。 ※お申し込みの際は、参考となるデザイン案もあわせて提出願います。				
施工	取付は、掲出開始日前日22：00～ 撤去は、掲出終了日22：00～				
備考	※バナーデザインは別途掲出基準をご確認願います。 ※バナー下部に「この広告事業の収益は、国家戦略特別区域法に基づきまちづくりに活用しています。名古屋駅地区街づくり協議会」のクレジットが入ります。（テンプレートをご用意いたします。） ※掲出期間により掲出場所が変更、または掲出できない場所が発生する場合がございます。				

●制作費

掲出素材を2種ご用意しています。各素材一長一短ございますので、ご注意ください。

[掲出ブロック]通り名	数量	素材	バナー制作費 (取付・施工含む・税別)	色校正 (1回1種無料) 2種、2回以上別途料金
[Aブロック]名駅通り	37基68枚	①遮光スエード	1,050,000円	1種1回 15,000円
		②遮光ターポリン	1,140,000円	1種1回 15,000円
[Bブロック]桜通り	12基23枚	①遮光スエード	470,000円	1種1回 15,000円
		②遮光ターポリン	500,000円	1種1回 15,000円
[全ブロック]	49基91枚	①遮光スエード	1,210,000円	1種1回 15,000円
		②遮光ターポリン	1,320,000円	1種1回 15,000円

※上記金額についてはデザイン1種の場合の想定です。2種以上の複数デザインをご検討の場合は別途お見積をいたします

●素材特徴

※風の影響を受けづらいターポリン素材で制作いたします。

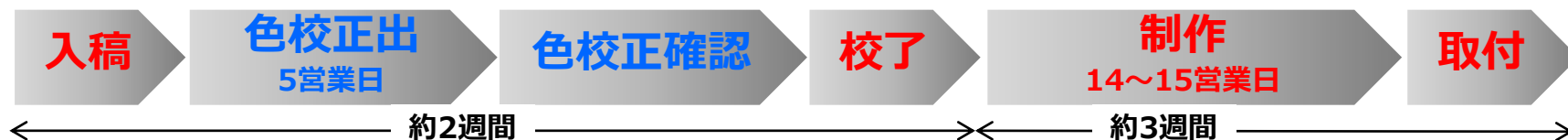
①遮光スエード	
素材	化学繊維生地（ポリエステル）
印刷方法	昇華転写捺染
特徴	つやがあり、落ち着いた光沢感ができます。 キズ・しわが付きにくく、目立ちにくい。中間層に遮光材をサンドし、両面違う柄での印刷ができます。
製作日数	入稿から初校（製作実働5日・校正日数をいれて2週間） 製作日数（実働3週間）※仕上がりまでに1ヶ月強
注意点	化学繊維の為、縫い糸が抜けやすい。 水分を含みやすい。

②遮光ターポリン	
素材	塩ビ生地（塩化ビニル系）
印刷方法	インクジェット印刷
特徴	つやはありませんが、発色性は良い。素材の耐久性は強く、水分を含みにくい。中間に黒い生地をサンドし遮光性を高め、両面違う柄を印刷できます。
製作日数	入稿から初校（製作実働8日・校正日数をいれて約3週間） 製作日数（実働4週間）※仕上がりまでに2ヶ月弱（繁忙期には、もう少しかかる場合がございます。）
注意点	ビニル系素材の為、生地は固く重い。細かいキズ・しわが付きやすい。表裏の版ズレがおきやすい。

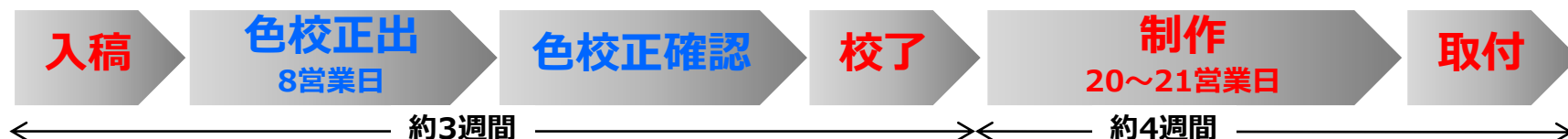
※素材の途中変更はできません。

●制作スケジュール

①遮光スエードの場合



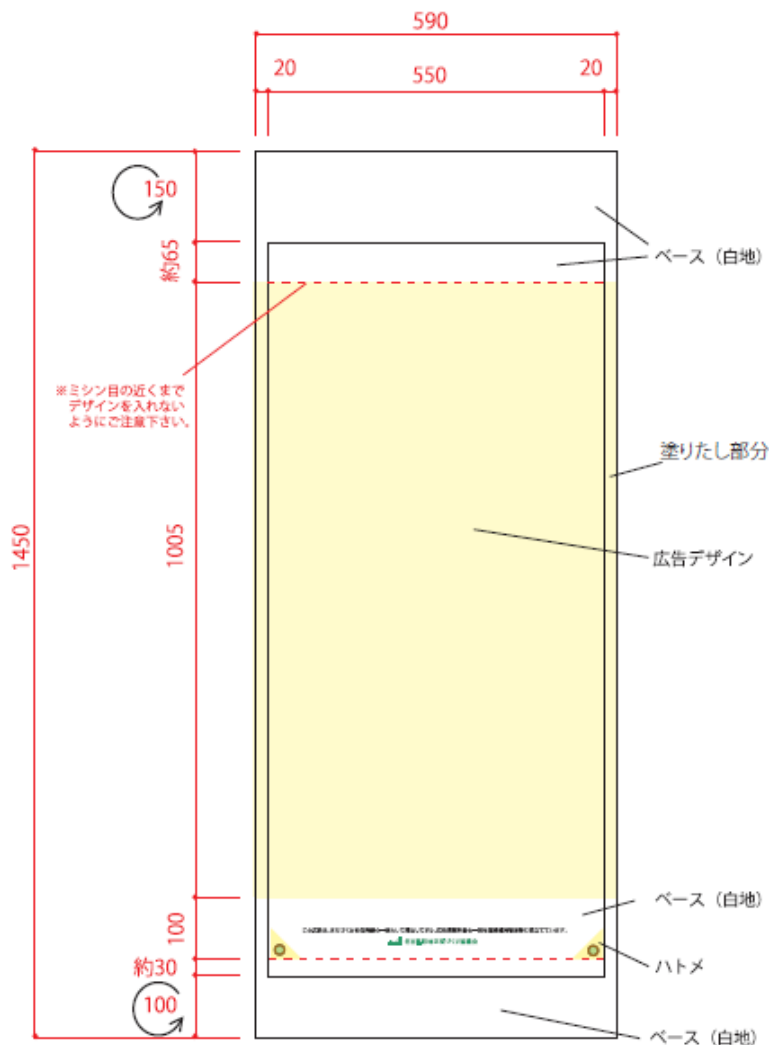
②遮光ターポリンの場合



※実施決定後に詳細スケジュールをご提出いたします

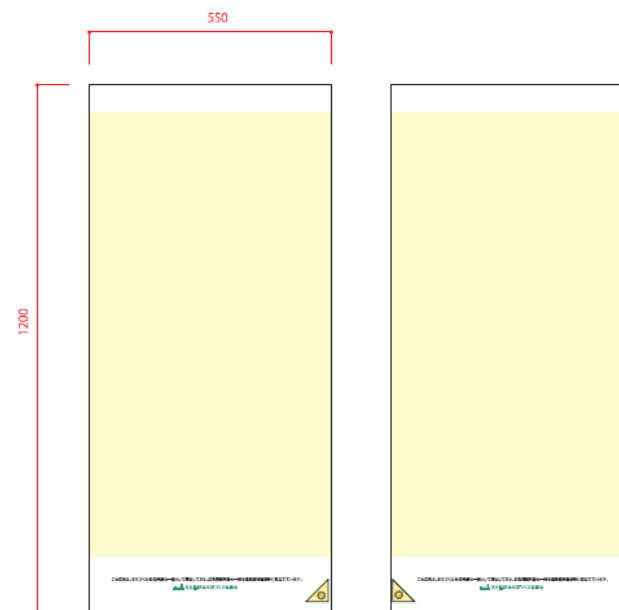
入稿データ	入稿データ：Adobe社 Illustrator (.ai データ) 完全データでアウトライン化したもの サイズ：H1450mm×W590mm ※支給するデザインテンプレートを使用してデータ制作をしてください ※画像を利用される場合は解像度100dpi以上を推奨します ※入稿データのデザインがわかる P D F ファイルを添付してください
制作データサイズ	H1005mm × W590mm
広告有効サイズ	H1005mm × W550mm
掲出サイズ	H1005mm × W550mm
色見本のお願い	●色見本は、出力色見本を添付し、C M Y Kでの色指示を色見本に記入してください。 色見本がない場合は、データに忠実な色校正を出します。 ●掲出エリアが名古屋市の都市景観形成地区にあたるため、色見本にはデザイン上の主要な色についてマンセル値を記入したものをご提出ください。
その他	入稿データについて、制作側での修正・変更対応は致しかねます。

完全入稿用フォーマット



バナーA
(右下ハトメ)

バナーB
(左下ハトメ)



1/10SCALE

■入稿データサイズ
H1,450×W590mm

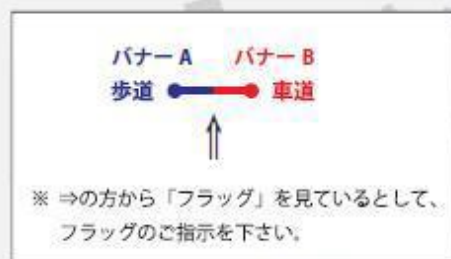
■広告主デザイン制作サイズ
H1,005×W590mm

デザイン有効サイズから
左右各20mmの塗足しをお願いします。

■デザイン有効サイズ
H1,005×W550mm

※デザイン有効サイズギリギリに文字等は入れないでください。

設置基準	1)フラッグバナー広告は、道路が交差、または接続、あるいは屈曲する角地部分は掲出できません。 2)1つの街路灯に掲出できるフラッグバナー広告は一対までとする。 3)路面からフラッグバナー広告の最下部までの高さは、車道の場合は、4.5m以上、歩道の場合は、2.5m以上を確保すること 4)街路灯からの突出し幅は、0.8m以内とする。	6)たばこ、ギャンブルに係るもの 7)規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業社 8)商品先物取引に係るもの 9)法律に定めない医療類似行為を行うもの 10)占い、運勢判断に係るもの 11)興信所、探偵事務所に係るもの 12)債権取立て、示談引受けなどを行うもの 13)法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの 14)民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)又は破産法更生法(平成16年法律第75号)による再生手続、更生手続又は破産手続中であるもの 15)行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの 16)基本的人権を損なうもの ①人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により人を差別するもの 17)消費者保護の観点からふさわしくないもの ①虚偽の内容を表示するもの ②法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するものまたは肯定するもの ③誇大、比較広告等、広告手法上に議論があるもの ④責任の所在が明確でないもの 18)容易に市民の理解が得られないものは表示しない ①性風俗特殊営業に係るもの ②宗教、宗教団体の広告及び布教を目的とするもの ③政党、政治団体の広告及び政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの 19)その他、各種法令に違反しているもの
デザイン基準	1)名古屋駅地区にふさわしい質の高いデザインとする。 2)複数掲出されるフラッグバナー広告が、全体として規則性や統一感の感じられる仕様、デザインとする。	
色彩	1)蛍光色、極度に彩度の高い色彩は原則として使用しない。彩度12程度以下を推奨する。 尚、企業ロゴ等のコーポレートカラーは、この限りではない。	
素材	反射、遮光、発光する素材は使用しない。	
掲出条件	1)掲出するにあたり広告の下部に下記のクレジットが入ります。 「この広告事業の収益は、国家戦略特別区域法に基づきまちづくりに活用しています。名古屋駅地区街づくり協議会」※文言の入ったデザインフォーマットを利用頂きます。 2)台風等の強風で掲出が危険と判断した場合は、バナーを一時撤去させていただきます。その際、一時撤去にかかる作業費については必要ありませんが、それに伴う掲出期間の保証はいたしませんのでご了承ください。	
申込・掲出基準	1)信号機や道路標識等の効用を妨げるもの ①道路標識等への視界を遮るもの ②掲載内容が道路標識等に似ており、誤解を招くもの。矢印表記はご使用いただけません。 2)青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいづれかに該当するもの ①暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 ②残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現 ③暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの(過度な肌の露出などの表現など) ④ギャンブル等を肯定するもの 3)貸金業の規制等による法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業 4)金額の表記 5)求人募集に係るもの	



■赤枠内は、下部が可動式ロープ変更済み

使用不可

別圖 1.

別圖 1.

■ A・Bブロック 街路灯位置とフラッグの向きの確認
(この図を基に指示を下さい。)

ブロック	通り名	数量
Aブロック	名駅通り	37基68枚
Bブロック	桜通り	12基23枚
全ブロック		49基91枚

Aブロック(名駅通り)						Bブロック(桜通り)		
掲出番号	バナーA	バナーB	掲出番号	バナーA	バナーB	掲出番号	バナーA	バナーB
1			27			15		
2			28			16		
3			29			17		
4			30			18		
5			31			19		
6			32			20		
7			33			21		
8			34			22		
9			35			23		
10			36			24		
11			37			25		
12			38			26		
13			39					
14			40					
			41					
			42					
			43					
			44					
			45					
			46					
			47					
			48					
			49					
			50					
			51					

エリアマネジメント広告に関するお問合せ

株式会社 電通 名鉄コミュニケーションズ
OOHメディア局 名鉄メディア事業部

TEL : 052-459-0574

FAX : 052-452-5533

【担当】 小橋川（こばしかわ）

E-mail : k.kobashikawa@dmc.dentsu.co.jp